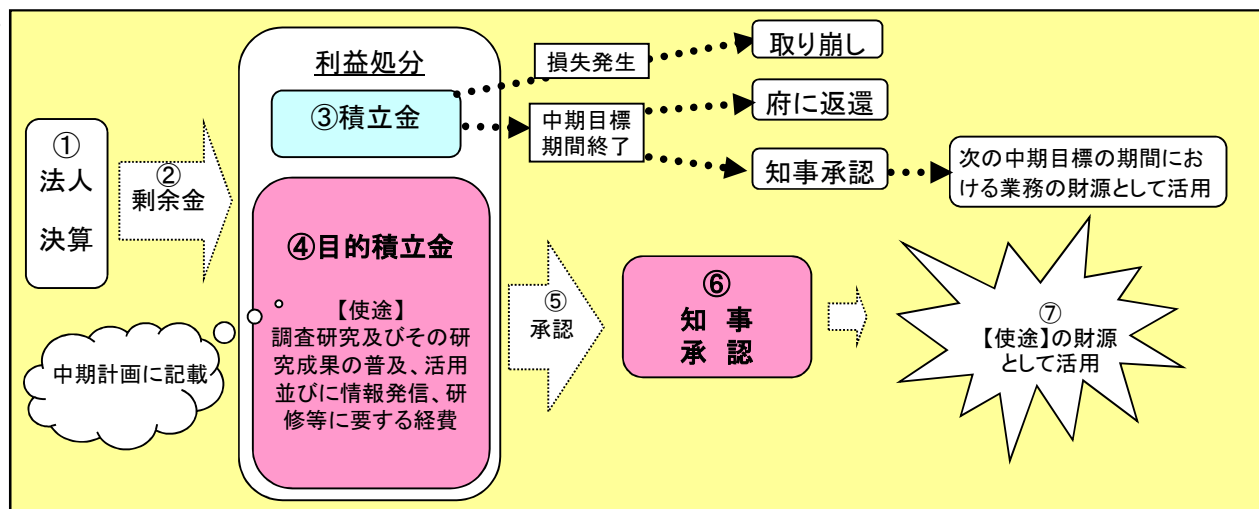


利益処分にかかる知事の承認(経営努力認定)について

1. 概要

地方独立行政法人法上、同法第40条第1項に定める残余(剰余金)がある場合、積立金として整理しなければならない。ただし、設立団体の長(知事)が承認した場合、法人の経営努力による剰余金は目的積立金として、中期計画に定める使途に充てることができる旨規定。(同法第40条第3項)



2. 承認の基準

地方独立行政法人法第40条第3項の「設立団体の長の承認」は、以下の要件に照らし、法人の経営努力によると認められる場合とする。ただし、決算剰余金のうち、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額とする。

- ① 運営費交付金及び国等の補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益(外部研究資金の収入等)
- ② 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益(効率的な業務運営による経費抑制等)
- ③ その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益

【地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成30年3月30日総務省告示第125号改訂)(要約)】

- 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
- 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合、その結果発生した利益については、原則として経営努力により生じたものとする。
- その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合、経営努力により生じた利益とする。

【中期計画 第8 剰余金の使途】

決算において剰余金が発生した場合、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。